

船舶事故等調査報告書

平成25年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012那第37号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年8月19日 11時20分ごろ
発生場所	沖縄県伊江村伊江港南方沖 伊江港南防波堤灯台から真方位129° 220m付近 (概位 北緯26° 42.1′ 東経127° 48.3′)
事故等調査の経過	平成24年9月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客フェリー ぐすく、616トン
船舶番号、船舶所有者等	120856、沖縄県伊江村
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底中央部外板に直径約8mmの破孔
事故等の経過	本船は、船長ほか9人が乗り組み、旅客159人及び車両28台を乗せ、伊江港南方沖の浅礁域を船首約1.8m、船尾約2.3mの喫水及び約14ノットの対地速力で北進中、平成24年8月19日11時20分ごろさんご礁に乗り揚げた。 船長は、音や衝撃を感じなかったため航行を続けて伊江港に入港したが、入港後にビルジの量が増加したため、乗り揚げたことを知った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	船長は、ふだん、干潮時に航行する際は、さんご礁に注意して航行するようにしており、本事故当時、風に圧流されてさんご礁に近寄り過ぎたと感じたが、航行に支障がないと思い、そのまま航行した。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、伊江港南方沖を北進中、船長が風を考慮した操船を適切に行わなかったことから、風に圧流されてさんご礁に接近し、さんご礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、伊江港南方沖を北進中、船長が風を考慮した操船を適切に行わなかったため、風に圧流されてさんご礁に接近し、さんご礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。